

募集

市職員採用試験を実施します

問職員課 ☎(082)420-0909

職種、応募資格を確認し、申し込みをしてください。受験案内は市ホームページに掲載しています。次回以降の日程も市ホームページに掲載中です。

日9月21日(日) 場広島大学総合科学部 締8月20日(水) 申ウェブ



正職員 (令和8年4月1日採用)

職種	採用予定人数	応募資格 (それぞれの要件を全て満たしていること)
一般事務 A [一般行政事務に従事]	10人程度	①平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人 (令和8年4月1日現在で20歳以上35歳以下)
一般事務 B [一般行政事務に従事]	1人程度	①平成18年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人 (令和8年4月1日現在で18歳以上19歳以下)
一般事務 C (障がいのある人) [一般行政事務に従事]	1人程度	①昭和55年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人 (令和8年4月1日現在で18歳以上45歳以下) ②次のいずれかの手帳等の交付を受けている人 ア 身体障害者手帳 イ 療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳
※一般事務 S (職務経験者) [実務経験に応じて、一般行政事務に従事]	2人程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた人 (令和8年4月1日現在で45歳以下) ②民間企業、官公庁等での実務経験が申込日時点で5年以上ある人
※情報 (職務経験者) [実務経験に応じて、ICT活用施策やDX推進の企画提案をはじめとする、一般行政事務に従事]	1人程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた人 (令和8年4月1日現在で45歳以下) ②民間企業、官公庁等でのICT活用施策やDX推進に関する実務経験が申込日時点で5年以上ある人
土木一般 A [公共土木、農業土木に関する測量、設計、施工、監督等の業務に従事]	2人程度	①平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人 (令和8年4月1日現在で20歳以上35歳以下)
土木一般 B [公共土木、農業土木に関する測量、設計、施工、監督等の業務に従事]	1人程度	①平成18年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人 (令和8年4月1日現在で18歳以上19歳以下)
建築一般 A [建築確認事務、建築工事に関する設計、施工、監督等の業務に従事]	1人程度	①平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人 (令和8年4月1日現在で20歳以上35歳以下)
※技師一般 S (職務経験者) [実務経験に応じて、各分野の技師として、測量、設計、施工管理、工事監督等の業務に従事]	1人程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた人 (令和8年4月1日現在で45歳以下) ②民間企業、官公庁等での土木、建築、電気、機械、化学または環境に関する実務経験が申込日時点で5年以上ある人
保健師 [主に保健指導、衛生教育等の業務に従事]	2人程度	①平成2年4月2日以降に生まれた人 (令和8年4月1日現在で35歳以下) ②保健師の資格を有する人または採用日前日までにその資格を取得する見込みの人
保育士 [保育所等で乳幼児等の保育業務に従事] 幼稚園教諭資格を併せて有する人は幼稚園に配属される場合もあります。	4人程度	①平成2年4月2日以降に生まれた人 (令和8年4月1日現在で35歳以下) ②保育士の資格を有する人または採用日前日までにその資格を取得する見込みの人
栄養士 [保育所・学校給食に関する事務をはじめとする一般行政事務に従事]	2人程度	①平成2年4月2日以降に生まれた人 (令和8年4月1日現在で35歳以下) ②管理栄養士の資格を有する人または採用日前日までにその資格を取得する見込みの人
消防士 A [消防、救急等の業務に従事]	2人程度	①平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 (令和8年4月1日現在で22歳以上27歳以下)
消防士 B [消防、救急等の業務に従事]	2人程度	①平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人 (令和8年4月1日現在で18歳以上21歳以下)

※一般事務S・情報・技師一般Sは、テストセンター方式による試験

カムバック採用 (過去に東広島市の正職員として勤務していた人を対象とした募集)

一般事務	1人程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた人 (令和8年4月1日現在で45歳以下)
技師一般	1人程度	②本市正職員としての実務経験が3年以上ある人
保健師	1人程度	③採用予定日時点で、本市を退職後10年以内である人
保育士	1人程度	④保健師、保育士の場合は、それぞれ保健師、保育士の資格を有する人

ステップアップ採用 (行政機関で非正規職員として一定期間勤務実績がある人を対象とした募集)

一般事務	1人程度	①昭和41年4月2日以降に生まれた人 (令和8年4月1日現在で59歳以下)
技師一般	1人程度	②令和8年4月1日時点で、非正規職員 (任期付職員、会計年度任用職員または非常勤職員等) として、行政機関における実務経験が令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で通算3年以上ある人 (見込みの人を含む)
保健師	1人程度	③保健師、保育士の場合は、それぞれ保健師、保育士の資格を有する人
保育士	1人程度	

名誉市民

原田 康夫さんと 山内 吉治さんが東広島市名誉市民になりました

問秘書課 ☎(082)420-0905

広島大学長在任中、東広島市へのキャンパス統合移転を完了され、国際協力研究科などの新設や各部局の大学院重点化など、各種の改革を推進されました。先駆的な大学改革や国際化に積極的に取り組み、研究力の強化やグローバルに活躍する人材の育成を図るとともに、地域に根差した研究・教育を推進し、数多くの業績を残されました。また、西条町下見地区の発展に尽力されるとともに、地域共同研究センターの開設や地域産業の技術開発などを推進されました。さらに、広島大学サタケメモリアルホール建設を実現させ、地域の団体にも開放されるなど本市の文化高揚に貢献いただきました。



原田 康夫さん
(元広島大学長)

市制施行以来最も長い3期12年にわたり本市の教育長を務められ、堅実な教育の振興に大きく貢献されました。学校教育では、文部省研究指定校などを積極的に受け、授業研究や環境教育への取り組みを推進されました。また市民ぐるみで心の教育や、不登校・いじめ対策に積極的に取り組みました。社会教育分野では、生涯学習推進体制を整備され、生涯学習フェスティバルや市民スポーツ大会は現在まで定着して開催されています。教育長退職後も、市立美術館の館長、市社会福祉協議会の会長や顧問、東広島熟年大学の学長などを務められ、各分野に貢献いただきました。



山内 吉治さん
(元東広島市教育委員会教育長)

名誉市民とは

市民または市に縁故の深い人で、公共の福祉を増進または社会文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で郷土の誇りとして市民から深く尊敬されている人に対し、その功績をたたえ、顕彰するものです。これまで17人に東広島市名誉市民の称号をお贈りしています。



健康

熱中症に気を付けましょう

熱中症予防対策を
行いましょう



- のどが渇く前に、こまめに水分補給を
目安：1日当たり1.2ℓ (コップ約6杯)
- エアコン・扇風機の適切な利用を
温湿度計で室温と湿度をこまめに確認しましょう。
- 外出時は日傘・帽子を

熱中症は室内や夜間でも多く発生し、救急搬送される人が増えています。予防対策を行い、熱中症を防ぎましょう。自力で水が飲めない、応答がおかしい時はためらわずに119番で救急車を呼びましょう。

問医療保健課 ☎(082)420-0936
警防課 ☎(082)422-5648



関連動画

暑さをしのぐ
クーリングシェルター



熱中症による健康被害が生じる恐れがある場合に注意を促す「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときは、外出を控え、暑さを避けましょう。やむを得ず外出する場合は、暑さをしのげる休息場所として、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を利用することができます。場所や開放時間などは市ホームページをご覧ください。

問環境先進都市推進課
☎(082)420-0928



保険税の納税通知書を郵送しました

7月11日付けで、世帯主宛てに郵送しました。

年度途中で世帯主を変更した場合は、前の世帯主と現在の世帯主の両方に通知が届くことがあります。



納税通知書の見方

納税義務者は世帯主です

保険税は世帯ごとに課税します。世帯主が国民健康保険（国保）の加入者ではない場合でも、世帯に国保の加入者がいれば、納税義務者は世帯主になります。

保険税の決め方

保険税額は、基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合算で課税されます。

それぞれ、加入者の前年の所得に基づく所得割額と、均等割額および平等割額の合計で算定します。

区分	税の対象	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分 (40歳以上 65歳未満)
所得割率	所得額に対して	7.71%	2.89%	2.35%
均等割額	加入者1人当たり	33,195円	12,211円	11,996円
平等割額	1世帯当たり	21,294円	7,841円	5,814円
課税限度額		66万円	26万円	17万円

保険税（4月～令和8年3月）の納付方法

普通徴収／口座振替または納付書で、1年分を8回に分けて納付。納付書は、市内に本支店のある金融機関やコンビニ、PayPay、PayBで利用できます。

特別徴収／年金からの天引きによる納付

※世帯主が65～74歳で一定の条件を満たす場合。

（年齢以外の条件は市ホームページに掲載）

※口座振替を希望する場合は、

お問い合わせください。



保険税の減免、軽減制度があります

申請により保険税の減免、軽減の対象となる場合があります。

- ・勤務先の倒産や解雇など非自発的に失業した人
- ・天災、失業など特別な事情があるとき など

年度途中で国保に加入・脱退したときは…

年度途中で加入したときは、資格を取得した月分から保険税を算出します。国保を脱退したときは、その月分から保険税は不要となります。

※1期当たりの金額は1か月分の保険税額と一致しないため、脱退後も納税額が残る場合があります。

7月11日付けで世帯主宛てに納税通知書・資格確認書・資格情報のお知らせを送付しました

届かない場合はご連絡ください。原則、8月末までは電話で再発行を受付します（国保年金課、各支所・出張所での手続きが必要な場合があります）。9月からは窓口またはウェブで再発行の手続きが必要です。

条例の制定

「東広島市人と動物との共生に関する条例」を制定しました

ふんの放置や無責任なエサやりなどさまざまな問題が発生していることから、動物の愛護と適正な取り扱いに関して基本理念を定め、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するために条例を制定しました。

それぞれのすべきこと（主な内容）

市／適正な飼養の啓発活動や課題に対する必要な措置を講じるよう努める。

市民／人に迷惑を及ぼすことのないように動物と関わり、適切な取り扱いに努める。

飼い主／適切なしつけ、ふんの回収、繁殖に関する適正な処置、飼育が困難と

なった場合は新たな飼い主へ譲渡することなどに努める。

犬や猫は首輪などにより、飼い主を明らかにするよう努める。

